

資料1

令和5年2月7日
第2回放送番組審議会
総務企画部情報推進課

遠野テレビの指定管理者制度移行について

1 目的

遠野テレビは、平成13年4月の開局以来、株式会社遠野テレビに運営委託を行い、これまで取組を進めてきたが、令和3年度に実施したF T T H化整備事業により市内全域が光化となり高速・大容量の基盤が整ったことから、利活用による情報産業の活性化や超情報化社会への柔軟な対応を図るため、令和5年4月から指定管理者制度による管理運営に移行を行う。

2 指定管理者制度移行の概要

- (1) 市長に代わって指定管理者が行うことが出来る業務を規定（加入承認、利用料の徴収等）
- (2) 利用料金制の導入により、利用料は全て指定管理者の収入とし、管理経費も日常の運営・維持管理に係る経費については、市から指定管理者に移管
- (3) 消耗備品や宅内工事の発注手続きは、指定管理者の業務に移管し、調達行為に係る手続きを迅速化
- (4) 指定管理者による柔軟な自主事業運営

3 指定管理期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理予定者

株式会社遠野テレビ

5 指定管理者制度移行後の業務内容

(1) 市 遠野テレビの設備等の更新計画及び改修に関する業務

- ア 各種許認可に伴う国への報告及び変更手続き等に関する業務
- イ 加入金及び財産貸付等の収納業務
- ウ 共架・添架電柱の開廃手続き業務及び自営柱等の契約事務
- エ 局舎及び伝送路設備及び使用機材の更新業務

電柱の共架や自営柱の賃貸借管理等、遠野市が直接行うべき業務のみとし、その他は、指定管理者に移管

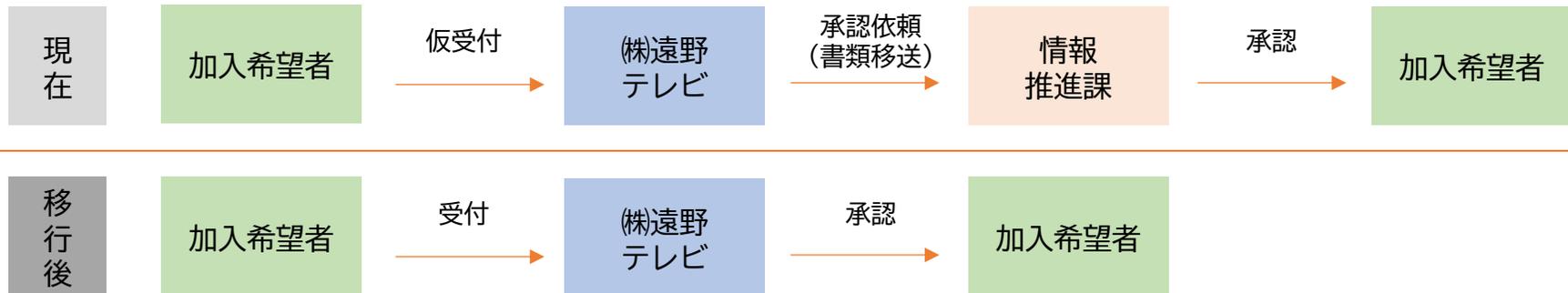
(2) 指定管理者 施設の維持管理及び運営に関する業務

- ア テレビ及びラジオの再送信並びに自主放送番組の取材・放送業務
- イ データ通信に関する業務(上位回線使用料等の支払い業務を含む【新規】)
- ウ 加入申込・承認行為に関する業務 【新規】
- エ 視聴世帯数報告及び利用実績に伴う番組購買手数料等の支払い【新規】
- オ 利用料の徴収に関する業務 【新規】
- カ 加入者の宅内工事費精算及び消耗備品等の発注業務 【新規】

利用料は指定管理者の直接収入とし、加入承認、番組購買手数料、宅内工事費等、運営に係る経費の多くを指定管理者による支払に変更

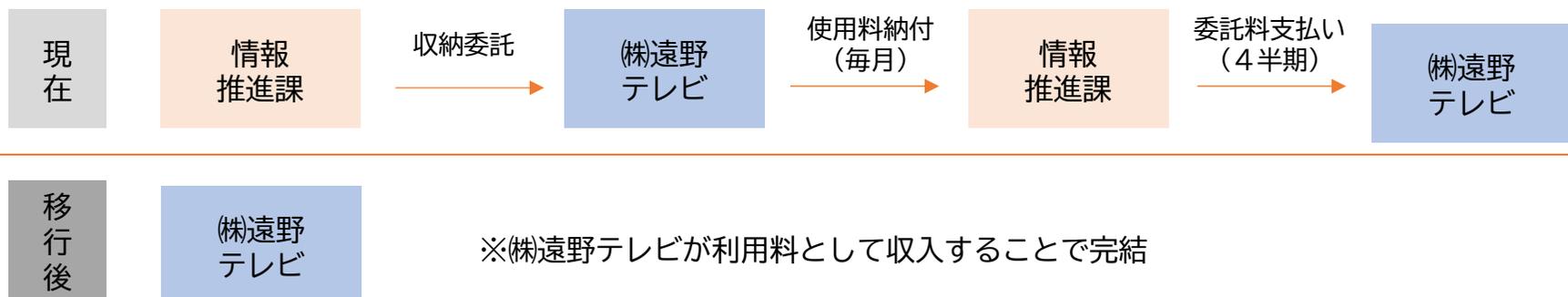
6 指定管理者制度移行に伴う主な業務の変更内容

(1) 加入申込手続き（新規契約・変更等）の承認行為



加入者に対する承認書送付の迅速化及び加入承認事務の煩雑さの解消が図られる。

(2) 利用料金制の導入による使用料(利用料)の收受先



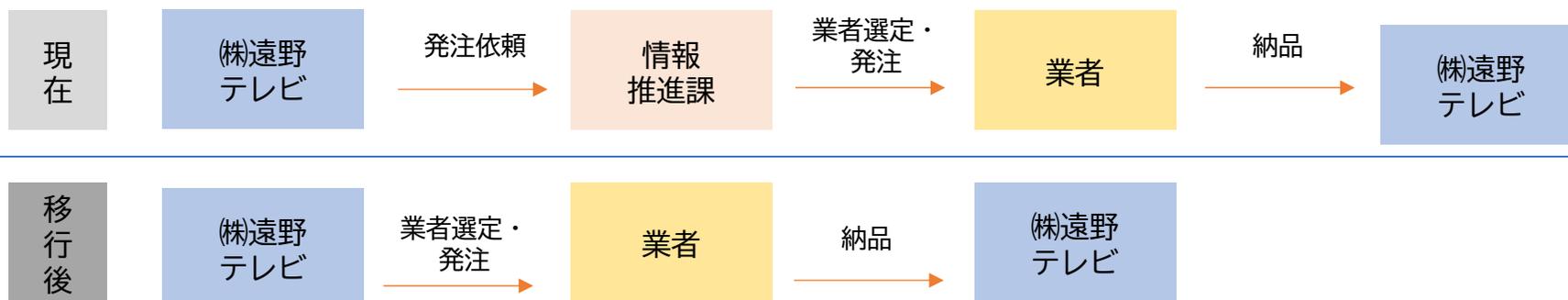
指定管理者の直接収入とすることにより、経営の安定化と事務手続きの簡素化が図られる。

(3) 管理経費の支出方法



利用料及び指定管理料の中で、柔軟な予算執行が可能となる。

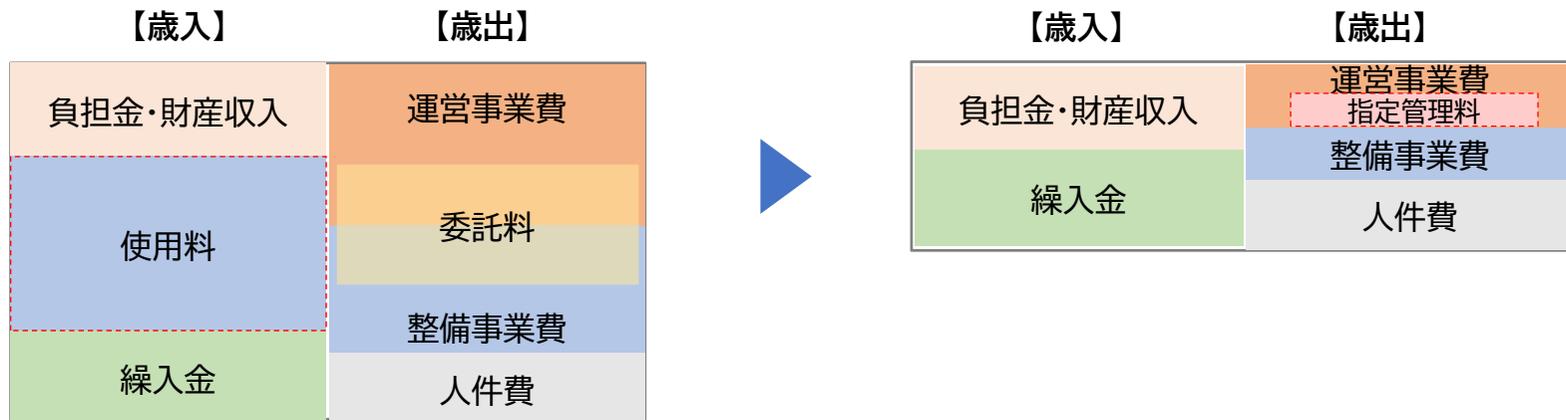
(4) 加入者宅機器等の購入業務 (ONU、STB、告知端末、電話機等の新規及び修繕分)



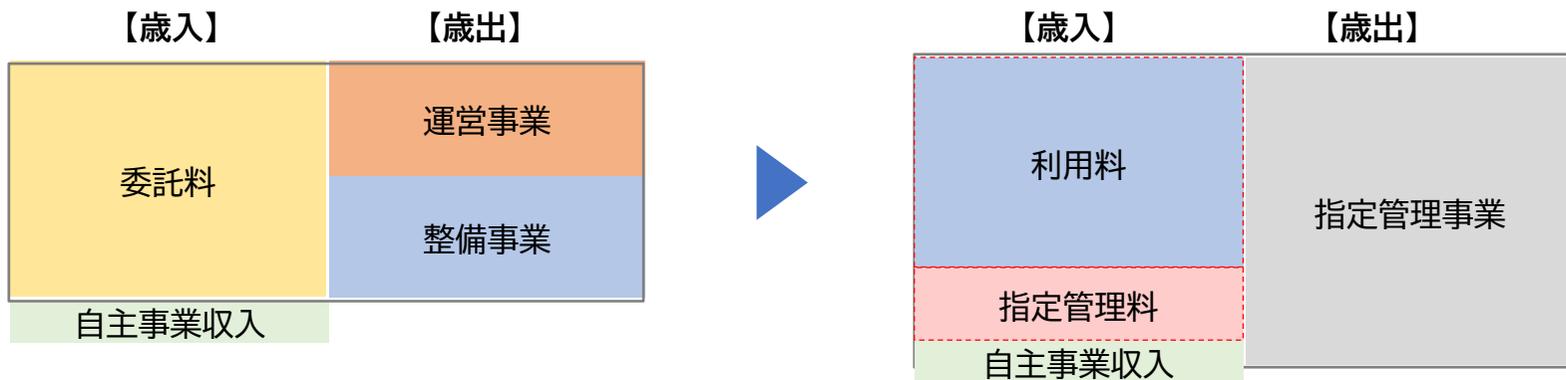
日常の加入者宅のサポート業務に要する消耗備品等の迅速な調達が可能となる。

7 指定管理後の収支変更点

ア 市（ケーブル事業特別会計）



イ 指定管理者



8 指定管理予定者による指定管理後の主な事業計画

(1) 遠野テレビ局舎及び伝送路等設備の維持管理

安定的な放送並びに通信サービスを提供できる環境維持

(2) ケーブルテレビ・インターネット加入促進戦略

ア 高齢者へのデジタル機器操作等サポート体制の構築

イ 継続発信ツールとなるチラシ、CM、ホームページ、SNSの充実と、加入者ニーズを反映させたメニューや内容の改編

(3) 新事業の展開（地域DXの担い手となる拠点づくり）

地域のDX化の推進に向け、市民や社会のニーズを基にデータとデジタル技術を活用し、IT利活用の重要性を広く波及させるための発信拠点づくり

(4) 自主放送制作の充実

コミュニティ番組のインターネット動画配信、全国に向けた情報発信機能の役割を担い、NHKをはじめ民放各局及び県内CATV局との連携の推進